

平成 24 年度福岡県主任介護支援専門員研修に係る受講基準
(居宅介護支援事業所等 用) (受講区分Ⅱ、Ⅲ)

福岡県保健医療介護部介護保険課

平成 24 年度福岡県主任介護支援専門員研修の受講対象者のうち、居宅介護支援事業所等に所属する介護支援専門員の受講要件は、下記の条件を全て満たす者とする。

記

1 下記①～③のいずれかに該当し、かつ、介護支援専門員専門研修課程Ⅰ・Ⅱ（同等の更新研修を含む）を修了した者

① 専任（常勤専従）の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して 5 年（60 か月）以上である者（居宅介護支援事業所又は小規模多機能型居宅介護支援事業所の管理者と介護支援専門員との兼務期間は通算期間の算定対象）

② 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成 14 年 4 月 24 日老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修修了者、又は、日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任（常勤専従）の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して 3 年（36 か月）以上である者（居宅介護支援事業所又は小規模多機能型居宅介護支援事業所の管理者と介護支援専門員との兼務期間は通算期間の算定対象）

③ 県、市町村もしくは各種団体が実施する介護支援専門員に関する研修の講師を継続的に担当した経験があるか又は現に講師を担当する等、指導的立場にある者であって、常勤の介護支援専門員として実務に従事した期間が通算して 5 年(60 か月)以上である者

2 下記ア～ウの要件を全て満たし、かつ地域包括支援センターの主任介護支援専門員と連携・協働して、地域全体のケアマネジメント力の向上に寄与できる者

ア ケアマネジメントの実務に関する豊富な知識と経験を有する者

イ 職域の介護支援専門員を支援し、個々の介護支援専門員が保健・医療・福祉分野における多職種・多機関と連携できるような体制構築の中心的役割を十分に担える者

ウ 支援困難事例等に対する事例検討会の開催や相談窓口の開設、講師を担う等研修の実施、様々な機関が行う研修についての情報提供、個別のケアプランの作成指導を行う等の支援を十分に行い、個々の介護支援専門員のケアプラン作成能力や職域全体のケアマネジメント力の向上に積極的に取り組める者